

臓器提供について

2010年7月17日に改正臓器移植法が全面施行され、生前に書面で臓器を提供する意志を表示している場合に加え、ご本人の臓器提供の意志が不明な場合も、ご家族の承諾があれば臓器提供できるようになりました。これにより、15歳未満の方からの臓器提供も可能になりました。

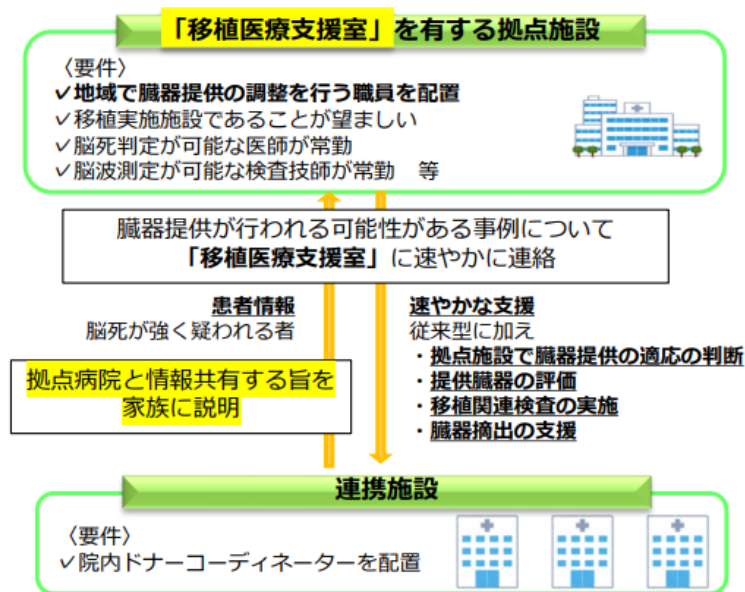
(日本臓器移植ネットワークのホームページより)

※提供しない意志については、15歳未満の方の意志表示も有効です。

臓器提供施設連携体制構築事業について

本事業は、脳死下及び心停止後の臓器提供の経験が豊富な施設（拠点施設）が、臓器提供の経験が少ない施設等（連携施設）に対して、臓器提供が可能な者を確実に把握し、適切に終末期医療の一環として臓器提供に関する説明を行い、脳死判定から臓器摘出までのマニュアル作成や人材育成等について助言するとともに、臓器提供が可能な事例が発生した際に、拠点施設と連携施設の間で医師、看護師、院内ドナーコーディネーター、臨床検査技師、その他臓器移植に係る所定の研修を修了した者等の各職種が応援に駆けつける等の支援を行うことで、地域における臓器提供体制の構築を図ることを目的としています。

当院は連携施設として拠点施設である九州大学病院と連携を図っています。



お問い合わせ

当院では臓器提供を円滑に行うために、院内に臓器提供に関わる職員（院内コーディネーター）を配置しております。